

## 投資顧問契約書 (シストレ24MirrorTrader取引)

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。なお、この書面の記載事項は、冒頭部分を含めて、すべて投資顧問契約を構成するものとします。)

◇商 号 インヴァスト証券株式会社  
◇住 所 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目6番21号

### I 投資顧問契約の内容

①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

②この投資顧問契約に基づく当社のお客様に対する助言は、お客様が当社所定のシストレ24

MirrorTrader取引専用システムを用いて、シストレ24MirrorTrader取引（以下「シストレ24」といいます。）を行う目的に限定して提供されます。そのため、お客様がこの投資顧問契約に基づき当社から提供を受けた助言を利用してシストレ24を行うためには、別途、当社との間でシストレ24に係る当社所定の契約約款（以下「シストレ24契約約款」といいます。）にご承諾いただくほか当社所定の手続を行う必要があります。シストレ24の内容、シストレ24を行うための手続等については、シストレ24契約約款のほか、シストレ24に係る当社所定の取引説明書等をご参照ください。

③当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### II クーリング・オフの適用

この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下の通りです。

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間（以下、「クーリング・オフ適用期間」といいます。）、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③投資助言報酬はスプレッドからいただいておりますので、クーリング・オフ適用期間中に書面による契約の解除を行った場合でも、解除時までに行った取引数量に応じて算定した報酬の額は受領します。

④投資顧問契約が解除されると同時に、シストレ24契約約款に基づき、お客様の取引口座は解約となりますので、取引を継続することはできません。

⑤契約解除に伴う損害賠償、違約金および投資顧問契約に要した費用は請求いたしません。

⑥契約解除の書面が当社に到着した時点において、未決済建玉が存在する場合、当社の任意のタイミングで、お客様の全建玉を強制決済いたします。強制決済を行った結果の損益は、すべてお客様に帰属します。

### III クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、電話による意思表示で解除することができます。なお、投資顧問契約を解除するとシストレ24取引口座の解約となりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。

お客様（以下「甲」という。）とインヴァスト証券株式会社（以下「乙」という。）、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（投資顧問契約の締結）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申入れ、乙は法令の規定および本契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

2 甲は、本契約を締結するに際し、別途、乙との間で、店頭為替証拠金取引「システムトレーダーMirrorTrader取引」（以下「システムトレーダー」）に係る契約約款（以下「システムトレーダー契約約款」という。）への承諾その他システムトレーダーに係る乙所定の手続を履行しなければならない。本契約は、システムトレーダー契約約款への甲の承諾その他システムトレーダーに係る乙所定の手続が完了するまで効力を生じない。

（助言の内容及び方法）

第2条 乙は、国内の有価証券等の価値等またはこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

- (1) 「システムトレーダー」による自動売買取引サービスの提供および使用方法のサポートを行う。
- (2) 甲の取引は、すべて本契約に基づく助言を受けたものとする。

2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者および乙への連絡方法は、次の通りとする。

- (1) 分析者・投資判断者、助言者 マーケティング部長 鶴見 豪
- (2) 当社への連絡方法
  - ①電話番号 0120-729-365
  - ②メールアドレス imr-info@invast.jp

（秘密の保持）

第3条 乙は、本契約に関連して知り得た甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

（報酬の額及び支払いの時期）

第4条 本契約により甲が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとする。

(1) 投資助言報酬

システムトレーダーにおける投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨（1k）あたり3円（税込）を助言報酬として徴収する。

(2) 報酬等の支払い時期、方法

システムトレーダーにおける投資助言報酬として、取引数量1,000通貨（1k）毎に3円（税込）を甲から徴収する。この投資助言報酬はスプレッドに含まれてお

り、自動売買、手動売買の区別なく徴収する。

(運用の責任等)

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、または甲に対する特別の利益の提供は、行わないものとする。

(契約期間)

第6条 本契約は、期間の定めのないものとする。

(解約)

第7条 甲は、いつでも乙に通知することにより本契約を解約することができる。

2 前項のほか、甲は、本契約書を受領した日から起算して10日間が経過するまで、書面による意思表示をもって、本契約を解除することができる。この場合には、甲が当該書面を発送したときに本契約の解除の効力が生じる。

3 本契約は、シストレ24契約約款に基づき、甲の口座が解約されたときは、当然に終了する。

4 甲は、本契約が解約、解除その他の理由により終了した後は、シストレ24の取引を継続することはできない。

(契約書の事項の変更)

第8条 本契約書に記載した事項は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、変更されることがある。この場合、乙は速やかにその内容をホームページ上で開示するものとし、重要な変更については、書面またはメールをもって甲に通知するものとする。

2 甲が第1項の変更に異議がある場合は、乙が都度定める期日までに申出るものとし、当該期日までに申出がないときは、甲は当該変更に同意したものとして取扱う。

3 第2項にかかわらず、第1項の変更の通知後に甲が決済取引以外の取引を行った場合は、当該変更に同意したものとみなす。

(合意管轄)

第9条 本契約に関する訴訟については、乙の本店所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(契約外事項の協議)

第10条 本契約に定めのない事項または本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 シストレ24契約約款第17条（反社会的勢力等に関する条項）、第27条（免責事項）、第29条（適用法）の規定は、本契約に準用するものとする。

以上

平成25年12月1日